

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） （抜粋）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。</u></p> <p><u>五～十一 (略)</u></p> <p>十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。</p> <p><u>十三～十七 (略)</u></p> <p><u>十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>四～十 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>十一～十五 (略)</u></p> <p><u>十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が</u></p>

新	旧
<p>利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。</p> <p>十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する<u>特定建築物その他の特定建築物</u>であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。</p> <p><u>二十一～二十二</u> (略)</p> <p><u>二十三</u> (略)</p> <p><u>二十四～三十二</u> (略)</p>	<p>利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。</p> <p><u>十七</u> 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。</p> <p><u>十八</u> 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。</p> <p><u>十九～二十</u> (略)</p> <p><u>二十の二</u> (略)</p> <p><u>二十一～二十九</u> (略)</p>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号） （抜粋）

新	旧
<p><u>（公立小学校等に関する読替え）</u></p> <p><u>第二十三条</u> <u>公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。</u></p> <p>（条例で定める特定建築物に関する読替え）</p> <p><u>第二十四条</u> （略）</p> <p>（認定特定建築物等の容積率の特例）</p> <p><u>第二十五条</u> <u>法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（条例で定める特定建築物に関する読替え）</p> <p><u>第二十三条</u> （略）</p> <p>（認定特定建築物等の容積率の特例）</p> <p><u>第二十四条</u> <u>法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。</u></p>

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号） （抜粋）

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明</u></p> <p><u>第二十七条 建築士は、小規模建築物（特定建築物及び第十九条第一項第一号に規定する建築物以外の建築物（第十八条各号のいずれかに該当するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の建築（特定建築行為又は第十九条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの及びエネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。次項において同じ。）に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果（当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあっては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置を含む。）について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、小規模建築物の建築に係る設計の委託をした建築主から同項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

新	旧
第二十八条～第三十条 (略)	第二十六条の二～第二十八条 (略)
第三十一条～第三十九条 (略)	第二十八条の二～第三十四条 (略)
(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)	(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)
<p><u>第四十条</u> 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、建</p>	<p><u>第三十五条</u> 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、建</p>

新	旧
<p>建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。</p> <p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に<u>第三十四条第三項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。</p>	<p>建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。</p> <p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に<u>第二十九条第三項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。</p>

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号） （抜粋）

新	旧
<p><u>（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない小規模建築物の建築の規模）</u></p> <p><u>第十条 法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする。</u></p> <p>（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積）</p> <p><u>第十五条 法第四十条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合には、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。</u></p> <p>2 <u>法第四十条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積）</p> <p><u>第十四条 法第三十五条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合には、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。</u></p> <p>2 <u>法第三十五条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。</u></p>